

令和8年度
三種町住民共助による地域づくり活動事業
ガイドブック

誰もが安心して住み続けられる地域をつくるため、住民の方々が主体となって実施する「住民共助による地域づくり活動」を町が支援します。
自治会や関係者、任意団体等で話し合いの上、自分たちが活動する内容を決め、町へ申請してください。

募集期間：令和8年4月1日から令和8年5月29日



1. 目的

人口減少や少子高齢化が進行していることにより、地域で抱える課題が多様化しています。誰もが安心して住み続けられる地域づくりのため、日常生活に関連した課題解決を目的として、住民同士が協力し自主的に取り組む活動を町が支援します。
活動内容については、団体ごとに提案、申請していただきます。

2. 対象団体

- (1) 自治会または自治会を基にした団体
- (2) 町内在住の5人以上の構成員を有し、既存、新設により次のア、イに該当する任意団体（消防団、集落営農組織、NPO法人等の非営利団体等）
 - ア 団体の主たる目的が、政治活動または宗教活動を行うものでないこと
 - イ 規約等を有し、団体の独立した経理を行っていること

3. 申請受付

- (1) 受付期間 令和8年4月1日（火）～令和8年5月29日（金）
- (2) 提出先 企画政策課または琴丘支所・山本支所
- (3) 提出書類 ○交付申請書 ○活動計画書 ○団体調書
○収支予算書 ○団体の規約・定款等

4. 活動期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※年間をとおして行う活動が交付対象になります。

5. 対象となる活動（テーマ）

次のAまたはBに該当し、活動の要件をすべて満たすこと

- A 地域の課題解決のため継続的に行われる活動
- B 地域の課題解決のため他の自治会等と連携するなど広域的、継続的に行われる活動

《活動の要件》

- (1) 日常生活に関連した地域の課題解決を目的としており、多くの住民の安定した生活につながる活動であること
- (2) 通年で活動する内容であること。単発的なイベント等は、通年で行われる他の活動と組み合わせること可
- (3) 受益者負担や自主財源等の確保により、資金面で継続的な活動であること

6. 対象となる活動《参考例》

活動内容は、団体で決めていただきます。

- (1) 生活の困りごと支援等（対象となる活動A及びB）
 - ア 子どもの見守り支援
 - イ 高齢世帯や独居世帯の声かけ・見守り・安否確認
 - ウ 高齢世帯等の困りごと支援（ゴミ出し、電球交換、家具の移動等）
 - エ サロン等集いの場の開設・継続支援
- (2) 自主防災組織の設立・活動（対象となる活動A及びB）
 - ア 住民の防災意識の啓発
 - イ 防災訓練による災害時の連携と対応確認
 - ウ 災害時の迅速な安全確保
 - エ 地域の空き家の状況把握と行政との連携
 - オ 備蓄食料品の確保や防災資機材の購入
- (3) 集落や地区内の生活環境の整備（対象となる活動A及びB）
 - ア 高齢世帯や要支援世帯・地区内の除排雪や草刈り

7. 対象外の活動

次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。

- ア 町の交付金等を活用し、すでに実施されているもの
- イ 趣味的な活動、特定の個人または団体の利益を目的とするもの
- ウ 先進地等の視察、各種会議や講演会等への出席を主たる目的とするもの
- エ 施設の維持管理、物品等の購入または配布を主な目的とするもの
- オ 町外で主たる効果が生じるもの
- カ 公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるもの

8. 高齢者世帯等除排雪支援事業（シルバー）との関連について

除雪については、シルバーの対象となる間口除雪に加え、屋根下や道路端、空き家や短期間の住人不在による住宅等を除排雪する場合を対象とします。シルバーの除排雪事業も継続されるため、対象者については団体での確認が必要になります。

9. 利用料（受益者負担）について

活動を継続するには、運営経費がかかります。支える側と支えられる側の対等性（お互いさまの関係）を保ち、持続的な活動とするため、利用料（受益者負担）等の設定をご検討ください。金額や種別等については団体ごとに設定をお願いします。

10. 助成金について

全ての活動に対して基本額（基本＋世帯加算額）を助成し、活動内容が目的別加算に該当する場合は別途加算します。

【基本額】

活動内容	基本	世帯加算額
A 地域の課題解決のため継続的に行われる活動	10,000円	世帯数×250円
B 地域の課題解決のため他の自治会等と連携するなど広域的に行われる活動	12,000円×自治会数	世帯数×250円

《基本額の詳細》

- ア 世帯数は当該年度（4月1日）の住基の世帯数とします。
- イ 活動の内容に関わらず、上記の基本額を適用します。
- ウ A、Bともに活動するメンバーの保険加入費用を含みます。
- エ Bの基本部分の自治会数は、連携する自治会または団体数になります。
- オ 対象となる世帯数が適合しない場合は、「活動対象の世帯数」とします。

【目的別加算額】

自主防災組織の設立による活動	
《用途》 備蓄食料品の確保等	初年度単価 世帯数 × 1,000円 以降毎年 世帯数 × 500円
《用途》 防災資機材の購入	助成対象経費の4/5以内 当該年度上限額20万円
除排雪活動	
《用途》 除排雪用品の購入等	毎年 世帯数 × 1,000円
地域伝統行事維持加算	
《用途》 地域行事の維持に必要な備品購入、修繕料	助成対象経費の4/5以内 当該年度上限額10万円

【助成額の計算例】

①自治会で自主防災組織を立ち上げ、除雪も行う場合

想定：世帯数100、防災資機材20万円購入

基本額	世帯加算額	自主防災組織加算（防災資機材）	除排雪加算	合計額
10,000円	+ 25,000円	+ 100,000円	+ 160,000円	+ 100,000円 = 395,000円
	(100×@250)	(100×@1,000)	(20万円×4/5)	(100×@1,000)

11. 交付対象経費

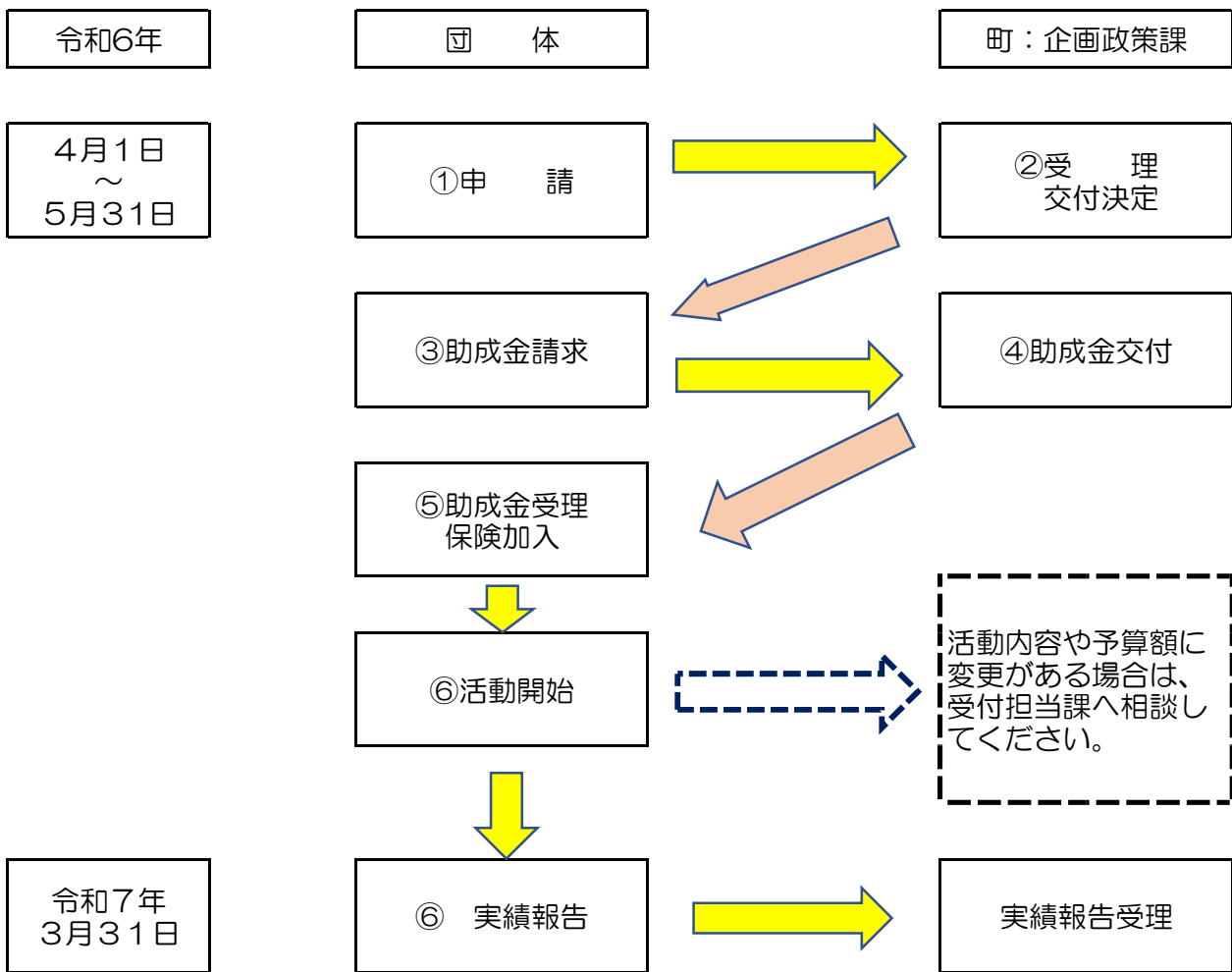
自治会助成金等の活用によりすでに実施されている活動にかかる経費は対象外です。事業の対象となる経費は下記を参照してください。

経費種別	対象経費主なもの	対象外経費主なもの
報償費	・講師謝礼	・団体構成員の人件費、謝礼
旅費	・講師の旅費	・視察研修にかかる旅費
消耗品費	・補助事業用事務用品 ・備蓄食料品	・配布を目的とした物品代
食糧費	・活動や講師用のお茶等	・団体構成員の飲食代
印刷製本費	・補助事業用チラシ等の印刷代 ・会議資料コピー代	
燃料費	・機械の燃料代	
使用料・賃借料	・機械等の借り上げ料 ・会場借り上げ料	・事務所用施設の使用料 ・施設の入場料、利用料
保険料	・イベント保険、ボランティア保険掛金	
備品購入費	・1品1万円以上	
防災資機材購入費	・救助、救護用具 ・情報連絡用具 ・避難所、避難用具 (要綱「別表」参考)	

12. 実績報告

事業終了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。
目的別加算のある活動について、活動が実施されなかった場合は返還が必要になります。

13. 手続きの流れ



「三種町住民共助による地域づくり活動助成金交付要綱」抜粋

別表（第5条及び第6条関係）

区分	防災資機材名	助成対象数量 ※同等品を更新する場合は、購入日から5年以上経過していること。		
		100世帯未満	100世帯以上～200世帯未満	200世帯以上
救助・救護用具	救助工具セット（バール・ハンマー・ボルトクリッパー・スコップ・のこぎり・オノ等）	1	2	3
	エンジンカッター	1	2	3
	チェーンソー	1	2	3
	爪付き油圧ジャッキ	2	4	6
	担架（折りたたみ式）	1	2	3
	リヤカー（折りたたみ式）	1	2	3
情報連絡用具	無線機（トランシーバー）	5	10	15
	メガホン（拡声器）	3	5	8
避難所・避難用具	発電機（0.9kVA以上）	1	2	3
	投光器・照明器具一式（コードリールを含む）	2	4	6
	ポータブル電源（1000W以上・ソーラー充電器を含む）	1	2	3
	車イス（耐荷重100kg程度）	1	2	3
その他	町長が特に認めたもの	1	2	3

【自治会向け】

名 称	自治会助成金	担当課名	企画政策課
概 要	自治会活動助成金により、地域住民の相互理解と融和、良好な地域社会の維持および地域自治の振興を図る。		
助成内容	○活動助成金 世帯数×350円 15,000円未満の場合は15,000円 ○公園等維持管理助成 面積区分により 10,000円～55,000円 ○集会所維持管理助成 一律45,000円 ○連自治会助成 10,000円		
申請時期	5月 申請に必要な書類を自治会長あてに送付		

名 称	三種町集会所等施設整備費補助金	担当課名	企画政策課
概 要	町内の自治会が集会所等の新築、改築、増築、修繕および備品の購入を行う場合に補助金を交付する。		
助成内容	○新築、全部改築および取得 補助率1/2以内、限度額700万円 ○増築、部分改築および修繕 補助率1/2以内、限度額400万円 ※自治会の1世帯あたりの負担額が20,000円を超える場合は、超える額を限度額の範囲内で補助金の額に加算する ○備品購入 補助率1/2以内、限度額75万円		
申請時期	随時 当初予算への反映のため、前年度10月に要望を集約する。その後は要望を受け予算対応する。		

名 称	地区表示看板設置費補助金	担当課名	企画政策課
概 要	地区表示看板を設置しようとする自治会に対し、設置費用の一部を補助する。		
助成内容	○補助率9/10 限度額6万円		
申請時期	随時 当初予算への反映のため、前年度10月に要望を集約する。その後は要望を受け予算対応する。		

【空き家】

名 称	危険な空き家等解体費補助金	担当課名	町民生活課
概 要	空き家実態調査票の危険度の判定が「2」以上で、助言または指導を受けており、個人が所有している空き家を解体する場合に補助金を交付する。		
助成内容	○個人が解体する場合 補助率1/2 上限60万円 ○自治会が解体する場合 対象経費に対し上限額100万円		
申請時期	随時		

【除排雪】

名 称	高齢者世帯等除排雪支援事業	担当課名	福祉課
概 要	自力での除排雪が困難な高齢者等の世帯が、シルバー人材センターへ依頼した除雪の経費を助成する		
助成内容	○作業1時間あたり 1,345円 ○1冬期間1世帯あたり 最大30時間 ※30時間を超過した分は利用者の負担		
申請時期	10月から随時受付、民生委員か社会福祉協議会の意見書が必要		